

平成 30 年 6 月 18 日現在

機関番号：20104

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2017

課題番号：16K17424

研究課題名(和文)戦後日本における「能力＝平等」観と障害児教育に関する歴史社会学的研究

研究課題名(英文)Historical sociology on special education and discrimination on the basis of ability in postwar Japan

研究代表者

堀 智久(Hori, Tomohisa)

名寄市立大学・保健福祉学部・講師

研究者番号：70608710

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、障害児教育領域における教育運動、とりわけ就学運動の歴史に着目することから、戦後日本における障害観や差別観等の歴史的変遷の一端を捉えようとする試みである。申請者は、日本の障害者運動の歴史を主に研究する者であるが、なかでも就学運動は、能力に基づく差別的処遇について、それが差別なのかどうかという点も含めて、考察を深めていくうえで格好の素材である。本研究では、2年間という短い期間ではあるが、これまでの申請者の研究の成果を踏まえつつ、戦後日本の教育運動、とりわけ就学運動の思想が既存の教育の目的やあり方を相対化するいかなる思想的なインパクトを有していたのかを明らかにしている。

研究成果の概要(英文)：This study seeks to grasp part of the historical transition in viewpoints regarding disabilities and the discriminatory nature in Japan after World War II, by focusing on the educational activities in the area of education for children with disabilities, especially considering the history of movements to enable children with disabilities to attend regular school. While I mainly study the history of movements by persons with disabilities in Japan, movements to enable children with disabilities to attend regular school are a matter of special concern, in order to further consider disparate treatments based on ability, including whether such are discriminatory. This research clearly identifies the educational activities in Japan after World War II, especially movements to enable children with disabilities to attend regular schools, as well as determines what kind of ideological impact such activities have on the relativization of the purpose and method of the existing education.

研究分野：障害学

キーワード：障害児教育 歴史 運動

## 1. 研究開始当初の背景

2014年1月、日本は障害者権利条約に批准し、2013年6月には国内で障害者差別解消法が成立した。この障害者差別解消法は2016年4月に施行され、障害者への合理的配慮の提供義務などが盛り込まれていることから、障害者差別に対する一般社会の関心はにわかには高まりつつある。

だが実のところ、何をもちって障害者差別と見なすのかは難しい問題であり、これまでも多くの場面で議論になってきた。教育に関して言えば、能力に基づく差別的処遇、つまり、障害があるという理由で別の場所で教育したり、別の教育内容・教育方法をもちこむことが差別にあたるのかについて、長いあいだ議論されてきた。

本研究は、障害児教育領域における能力に基づく差別的処遇について、教育運動の視点から考察を深めようとするものである。確かに、障害者権利条約第24条ではインクルーシブ教育が掲げられており、今でこそ教育の場面での障害者の包摂は当然のこのように受けとめられている。だが、歴史的には必ずしもそうではないし、近年の特別支援教育の対象児童・生徒の急増を鑑みても、その実現は容易ではないことがうかがえる。本研究は、戦後日本における教育運動のなかで展開された議論を紐解くことから、教育の領域における障害者差別を規定する障害観や差別観の歴史の変容を浮き彫りにするものである。

## 2. 研究の目的

本研究は、障害児教育領域における教育運動、とりわけ就学運動の歴史に着目することから、戦後日本における障害観や差別観等の歴史の変遷の一端を捉えようとする試みである。本研究では、教育運動として、(1)戦前からの障害児の教育権保障を目指す運動と、(2)1970年代以降の障害児の通常教育への統合を目指す運動という二つの運動を念頭においている。

まず議論の前提として、障害児教育はその成立からして通常教育における「能力の均質化」のための役割や機能を期待されてきたことを確認しておく必要がある。日本の場合には、1950年代にはまだ特殊学級もわずかであり、普通学級には家庭環境が原因である学業不振児と知的障害児とが混在していた。だがその後、特殊教育振興策によって特殊学級が急増し、知能検査を用いた知的障害児の判別が行われ、普通学級からは知的障害児が除外されていく。こうした障害児教育の有する普通学級の浄化作用によって、戦後日本に特有の「能力=平等」観 児童・生徒の学力の差を生得的な能力の違いによるものとは見なさず、能力の変異性への信仰をもとに、子どもたちの能力が平等であると見なす能力観 は可能になったのである。

当然のことながら、この普通学級の浄化の

結果、除外された知的障害児を集めた特殊学級(ないしは養護学校)の方はきわめて「不均質な空間」となる。実際、普通学級での「教育の可能性」が見込めないと考えられた児童・生徒には、特殊学級(ないしは養護学校)という別の場所が与えられることとなり、またそこでは通常教育と同じ教育内容を教授することは困難であるという理由から、それとは別の教育内容・方法がもちこまれることとなった。つまり、通常教育においては「能力=平等」観を前提に、どの児童・生徒にも同じ処遇をすることが適当であると判断されたのに対して、障害児教育においてはむしろ児童・生徒の生得的な能力差を認め、その能力に応じた差別的処遇を行うことが適当であると考えられたのである。ここからは通常教育と障害児教育のあいだの、能力観や教育観をめぐるはっきりとしたダブルスタンダードを認めることができる。

(1) こうして戦後日本の学校教育においては、「能力=平等」観を前提とし、児童・生徒に対する差別的処遇は「悪しきもの」「差別」と見なされていくのに対して、障害児教育に限っては、児童・生徒の生得的な能力差を認め、能力発達が遅れている子どもにこそ長期の手厚い教育が必要であると考えられていく。

だがまず、生得的な能力差があることを認めるということは、必ずしも手厚い教育が必要であるということにはならないことに注意しておく必要がある。実は、障害児教育における能力に基づく差別的処遇については歴史的にも古く、戦前にまで遡ることができる。たとえば、知的障害児の知能検査を用いた判別方法、特殊学級や施設などの必要性などは、1930年代の総力戦体制期における教育心理学者・実践者等を中心とする教育改革論議において、もっとも活発に論じられていたことが知られている。この点で、戦後の学校教育における「能力の均質化」の前提となる障害児の分離教育・分類収容の構想は、すでに戦前に準備されていたのである。

つまり、まず教育が可能であるかという問題があり、また教育が可能であると考えられた場合、どのような教育がふさわしいかという問題がある。戦前に構想されたのは、知的障害児も生産力に貢献するという観点からであったが、この観点は戦後しばらくのあいだ踏襲されていくが、これは必ずしも長期の手厚い教育を意味していない。むしろ、この手厚い教育を支える中心的な思想となったのは、戦後日本の障害児教育の主流ともなった「発達保障論」と呼ばれる思想であり、これは発達心理学を理論的なベースとして「人間の全面発達」を掲げるものである。この思想は、いかなる重度の子どもも発達し得ることを示し、その発達を保障する条件整備の必要性を唱えることから、これまで就学猶予・免除の対象となってきた重度障害児にも教育権を保障する根拠となってきた。

そこで本研究ではまず、戦前から戦後にかけて障害児の教育権保障のあり方を規定している障害観や差別観が、いかにして歴史的に変容してきたのかを明らかにすることを課題としている。具体的には、戦前からの障害児の教育権保障を目指す運動のなかで展開された議論を検証することを通して、障害児には別の場所での手厚い教育が施されるべきであると考えられるようになるまでの障害観や差別観の歴史的変遷を詳らかにする。

(2)これに対して、1970年代以降には、障害児教育領域における教育運動、とりわけ就学運動において、「どの子どもも地域の普通学校へ」「共に生き、共に育つ」ことを掲げる「共生共育論」が台頭する。この「共生共育論」は、学校教育における「能力の均質化」が、障害児を普通学級から排除することによって成り立っていることを明らにし、と同時に、その批判は、普通学級内部もまた正規分布曲線で描かれる「能力別序列集団」であることをも明らみにしてきた。

「共生教育論」とは、(ひとまず)障害の有無に関わらず、すべての児童・生徒が同じ場所で一緒に学び生活を共にすることから、生得的な能力の異なる多種多様な他者のありようを承認しうる態度や心性を培うことに重きを置く思想である。この点で、この立場は障害児を別の場所で教育したり、別の教育内容・方法をもちこむことを否定することにもつながり、実際、上記の「発達保障論」の立場とも激しく対立してきた歴史的経緯がある。「発達保障論」が、生得的な能力差を認め、教育機会の実質的な平等を求める立場であるとするれば、この「共生教育論」は、教育が誰に対しても開かれており、多様性を受け入れる準備ができていて、その意味で教育が「公共的 (public)」なものであることを重視する立場である。

そこで本研究では、1970年代以降の就学運動の歴史に着目し、そのなかで「共生教育論」がいかなるかたちで提起され、またこれが既存の教育の目的やあり方を相対化するいかなる思想的なインパクトを有していたのかを明らかにすることを課題としている。本研究では、日本の就学運動の歴史から、生得的な能力の異なるものが「共にいる」という位相を重視して取り上げることから、教育機会の実質的な平等という観点にはとどまらない、教育の公共的性格とその思想的な意義を浮き彫りにする。

### 3. 研究の方法

本研究の助成期間は、2年間という短い期間であったことから、「2. 研究目的」の(2)の課題に優先的に取り組んできた。とりわけ、助成期間中は、就学運動の歴史の実証研究に力を入れており、その歴史の全体像を押さえることを意識的に行ってきた。

具体的には、主に関東圏の就学運動団体を

対象として、(1)八王子養護学校、(2)子供問題研究会、(3)障害児を普通学校へ・全国連絡会等の文献資料を収集し、整理・分析を進めてきた。また、これらの団体の文献調査に加えて、関係者へのインタビュー調査を行い、それぞれの運動団体の歴史とそこでの「共生教育論」の内実を明らかにすることに努めてきた。

### 4. 研究成果

以下では、ある程度まとまった成果をあげることのできた(1)八王子養護学校、(2)子供問題研究会の歴史について、簡単な紹介を行う。詳細については、それぞれの論文の印刷物にお目通しをいただければ幸いである。

#### (1)八王子養護学校

八王子養護学校の歴史を取り上げた論文では、八王子養護学校の実践の歴史から、そのなかで教師たちが、いかにして就学闘争や子どもとの関わりのなかで、教育そのものの目的やあり方を変容させてきたのかを明らかにすることを目的とした。とりわけ、本論文では、八王子養護学校における1970年代および1980年代の教育実践の質の相違を浮き彫りにすることから、そのなかで教師たちが、いかにして教育実践に内在する能力主義と向き合い、またそれを乗り越えるための教育実践を模索してきたのかを詳らかにした。

八王子養護学校は、開校当初から、教科教育を導入する先駆的な研究校として、斯界の注目を集めてきた。とりわけ、1970年代以降、八王子養護学校は、より「重度の精神薄弱児」を受け入れるなかで、「学校以前の教科教育」の組織だて、いわば「原教科」「前原教科」へと、教科教育の根源性へ遡る教育実践を展開する。この点で、八王子養護学校における教科教育の徹底は、それまで精神薄弱教育の主流であった生活主義教育に見られる、健常児と精神薄弱児のあいだで「能力によって、子どもたちの教育内容を質的に分断化している事実」(紀要8号1974:12)[文献表記の簡略化のため、八王子養護学校の『紀要』から引用を行う場合には、(紀要号数年:頁)と表記、以下同様]を克服しようとするものであり、この「教育内容における差別的処遇を否定する」という点で、「能力による差別」を乗り越えようとする試みであった。

だが、1970年代以降の八王子養護学校における就学闘争の関わりは、その後、「発達」、さらには「できるようになること」そのものへの懐疑へと先鋭化するなかで、八王子養護学校の教師たちに、自らの教育実践に内在する抑圧性を認識させる契機ともなっている。たとえば、「原教科」「前原教科」の授業では、子どもの発達段階別のグループ学習が当然のように行われてきたが、それは明らかに「一方で押しすすめている<どの子ども共に学びあう>ということと矛盾している」(紀

要 13 号 1979: 7)。こうして八王子養護学校の教師たちは、1980 年代以降、それまでの発達段階別のグループ学習を前提とする知的発達を中心に据えた教育実践から、より広い子どもの「生活」という観点から、新たな教育実践のあり方の模索を迫られるようになる。その結果、新たに試みられる学習形態が、子どもの「生活を広げる」実践であり、「総合的学習」「ものづくり」である。この点で、八王子養護学校の教師たちは、教育内容のみならず、教育空間においても能力による差異的処遇を否定し、「できるようになるための教育」から「どの子ども一緒に取り組める教育」への転換を目指してきた。

こうして 1980 年代以降、八王子養護学校の教師たちは、それまでの発達段階別のグループ学習を前提とする知的発達を中心に据えた教育実践から、どの子ども一緒に取り組める新たな教育実践のあり方の模索を迫られ、その結果辿りついたのが、「総合的学習」「ものづくり」の学習形態であった。こうした八王子養護学校の「総合的学習」「ものづくり」は、知的に障害のある子どもを含む「どの子ども一緒に取り組める教育」を可能とする、より「包括的」な教育カリキュラムであり、また他者に対するケアを基礎とする関係性の場の保障として、「教育」という営みを積極的に再定義し得る可能性を有していると考えられる。

## (2) 子供問題研究会

子供問題研究会の歴史を取り上げた論文では、日本の就学運動の歴史のなかでも子供問題研究会の運動を対象化し、1970 年代における子供問題研究会の「共生共育」の思想がいかにして形成されたのか、またこの思想がいかなる思想であったのかを明らかにした。

子供問題研究会の「共生共育」の思想が、臨床心理学における反専門職主義と連動して紡ぎ出されてきたことは、きわめて示唆的である。なぜなら、ここで批判された臨床心理学の専門性は、むしろ子ども同士の「当たり前」の付き合いを阻害する要因になっていると考えられているからである。たとえば、親たちは、子どもの「『障害』はない」と言い切ろうとするように、「障害児」という言い方そのものが、その子どもを特別扱いし、子ども同士の「直接的な関係性」を奪ってしまうと指摘する。

これに対して、子供問題研究会で目指されている「当たり前」の付き合いとは、相手が「『障害児』だから」という理由で特別扱いせず、ストレートに自身の要求をぶつけあえる関係性である。ここにはぶつかりあいながらも関係性をもち続けるのがよいことであると見なす視点が含まれており、子供問題研究会の「共生共育」の思想は、学校が未熟な子どもの「依存」とケアの空間であることを積極的に認める点で、学校を「身辺自立」や「知能発達」のための場としてのみ捉えが

ちな、既存のプラグマティックな教育のあり方を相対化する思想的インパクトを有している。

こうした子供問題研究会の「共生共育」の思想は、能力による差異的処遇を敢然と否定する思想である点でも特徴的である。この思想は、どこまでも反能力主義的であり、学校は何のためにあるのか、また選別はどこまで許されるのかなどについて、われわれに再考を促す点でも、きわめて示唆に富んだ差別観を提示していると考えられる。

以上のように助成期間中は、日本の就学運動の歴史に関する実証研究を中心にを行い、その歴史の全体像を押さえることに力を注いできた。

「1. 研究開始当初の背景」で述べたように、障害者権利条約第 24 条ではインクルーシブ教育が掲げられており、日本もまた本条約に批准したことから、インクルーシブ教育の構築の義務を負っている。とりわけ、国連はインクルージョンでも、あらゆる分離型の特別支援教育を認めないフル・インクルージョンを目標とする立場をとっており、これに対して日本の就学運動は、能力の違いによって選別することを許容しない差別観に立っていることから、両者の立場はきわめて近いものと考えられる。

そこで今後は、国際的な教育改革運動であるインクルーシブ教育の理念や性格を改めて整理し、これと日本の就学運動のなかで展開された議論とを比較検証することを通して、日本の「共生共育」の思想の特徴をより明確にしていきたい。これは日本の「共生共育」の思想の特徴を踏まえたうえで、インクルーシブ教育の実現に向けた制度改革を行うためにも必要不可欠の作業であるように思われる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

堀 智久、2018、「『共生共育』の思想 子供問題研究会の 1970 年代」『障害学研究』第 13 号、pp195-220. 査読有

堀 智久、2016、「できるようになるための教育から、どの子ども一緒に取り組める教育へ 八王子養護学校の 1970/80 年代」『ソシオロゴス』第 40 号、pp41-63. 査読有

[学会発表](計 5 件)

堀 智久、「<共生共育>の思想 八王子養護学校、子供問題研究会、障害児を

普通学校へ・全国連絡会の歴史から」  
公益財団上廣倫理財団助成研究発表会、  
東京・上廣倫理財団 UF ホール、2017 年  
12 月

堀 智久、「<地域の学校>へ行くノを問  
う 障害児を普通学校へ・全国連絡会  
の運動とその前史」障害学会第 14 回  
大会、神戸・神戸学院大学、2017 年 10 月

堀 智久、「『障害学のアイデンティティ  
日本における障害者運動の歴史から』  
の紹介と日本臨床心理学会の学会改革に  
ついて」日本臨床心理学会第 53 回大  
会シンポジウム報告、茨城・茨城大学、  
2017 年 9 月

堀 智久、「『共生共育』の思想 日本の  
就学闘争の歴史から」公益財団上廣  
倫理財団助成研究発表会、東京・上廣倫  
理財団 UF ホール、2016 年 12 月

堀 智久、「『共生共育』の思想 1970 年  
代における子供問題研究会の歴史から  
」日本社会学会第 89 回大会、福岡・九  
州大学、2016 年 10 月

〔図書〕(計 1 件)

堀 智久、2017、「精神医療の近代・現代」  
渡辺 克典・生存学研究センター編『知の  
フロンティア 生存をめぐる研究の現  
場』ハーベスト社、pp20-21 .

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

堀 智久 (HORI, Tomohisa)  
名寄市立大学・保健福祉学部・講師  
研究者番号：70608710

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

( )